

メディアス訪問看護ステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 本規程は、株式会社 MEDIAS が設置するメディアス訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員および業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営および利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

- ステーションは、訪問看護を提供することにより、利用者の生活の質を確保し、健康管理および日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めるものとする。
- ステーションは、必要なときに必要な訪問看護を提供できるよう努めるものとする。
- ステーションは、関係市区町村、地域包括支援センター、保健所、医療機関、福祉サービス事業所等と密接に連携し、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業の運営）

第3条

- ステーションは、訪問看護を提供するにあたり、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づき適切な訪問看護を行う。
- 訪問看護は、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によって行うものとし、第三者への委託により行ってはならない。

（事業所の名称及び所在地）

第4条

- 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
 - 名称：メディアス訪問看護ステーション
 - 所在地：東京都大田区多摩川一丁目17番15号 スマート VILLA 多摩川 101

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 管理者：看護師若しくは保健師 1名（常勤）**
 - 職員を指揮監督し、適切な事業運営を統括する。
 - 管理上支障がない場合、他の職務や同一敷地内の他事業所の業務に従事することができる。
- 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5名以上（内、常勤 1名以上）**
 - 訪問看護計画書および報告書の作成（准看護師を除く）、訪問看護の実施を行う。
- 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士：適当数**
 - 在宅におけるリハビリテーションを担当する。

（営業日及び営業時間）

第6条

- 主たる事業所の営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて次のとおりとする。
 - 営業日：月曜日～土曜日（祝日、12/29～1/3を除く）
 - 営業時間：9時～17時
- 出張所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
 - 営業日：月曜日～金曜日（祝日、12/29～1/3を除く）
 - 営業時間：9時～17時

（訪問看護の利用時間及び利用回数）

第7条 訪問看護の利用時間および回数は、居宅サービス計画書に定めるものとする。ただし、医療保険適用の場合はこの限りではない。

（訪問看護の提供方法）

第8条

- 利用者が主治医に申し出、主治医がステーションへ交付した指示書に基づき訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
- 利用者に主治医がいない場合は、地域包括支援センター、医師会、市区町村等の関係機関と連携し調整する。

（訪問看護の内容）

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 療養上の世話**（清潔保持、食事・排泄の援助、ターミナルケア等）
- 診療の補助**（褥瘡処置、カテーテル管理等の医療処置）
- リハビリテーション**
- 家族支援**（療養指導・相談、健康管理）

（緊急時の対応）

第10条

- 訪問中に病状急変等が生じた場合、速やかに主治医へ連絡し、必要な処置を行う。連絡が困難な場合は救急搬送等により対応する。
- 処置後は速やかに管理者および主治医へ報告する。

（利用料等）

第11条

- 利用料は介護保険法等に基づき厚生労働大臣が定める額とし、介護保険適用時は1割または2割を利用者が負担する。支給限度額超過分は全額自己負担とする。
- その他の利用料として以下を徴収する。
 - 死後の処置
 - 通常業務地域外の交通費（実費、1kmあたり500円）

（通常業務の実施地域）

第12条 大田区、品川区、世田谷区、目黒区とする。

（相談・苦情対応）

第 13 条

1. 相談・苦情窓口を設置し、迅速に対応する。
 2. 内容は記録し、完結日から 2 年間保存する。
-

（事故処理）

第 14 条

1. 事故発生時は速やかに市区町村、介護支援専門員、家族に連絡し、必要な措置を講じる。
 2. 事故状況および処置内容を記録し、完結日から 2 年間保存する。
 3. 損害賠償が必要な場合は速やかに行う。
-

（虐待防止）

第 15 条

1. 虐待防止のため次の措置を講ずる。
 - 委員会の開催（オンライン開催可）
 - 虐待防止指針の整備
 - 年 3 回以上の研修の実施
 - 担当者の配置
 2. 委員会はテレビ電話等を活用して開催できる。
-

（その他運営上の留意事項）

第 16 条

1. 次の研修機会を設ける。
 - 採用後 3 か月以内の初任研修
 - 年 3 回の業務研修
 2. 職員は業務上知り得た秘密を漏らしてはならない（退職後も同様）。
 3. 記録は完結日から 2 年間（医療に関する記録は 3 年、診療録は 5 年）保存する。
-

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

本事業所は、令和 6 年 12 月 1 日付で下記のとおり所在地を変更する。

【変更後所在地】

東京都大田区多摩川一丁目 17 番 15 号

スマート VILLA 多摩川 101
